（登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第六十五条　第四十六条（第一項第五号を除く。）の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準について準用する。この場合において、第四十六条第一項第一号中「第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十条」とあるのは「第三十条」と、同号ニ⑵中「並びに第三十八条」とあるのは「、第三十八条の規定並びに法第三十条第五項において準用する法第十条第六項及び第七項」と、同号ニ⑶中「第三十九条」とあるのは「第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項」と、「命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」とあるのは「請求を拒んで」と、同項第三号ロ及びホ⑵中「又は第三十八条」とあるのは「、第三十八条又は法第三十条第五項において準用する法第十条第六項若しくは第七項の規定」と、同号ホ⑹中「、法第三十九条第一項又は第二項の規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」とあるのは「法第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項又は第二項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

（格付の表示の除去等を行う農林物資）

第七十二条　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

（登録試験業者の登録）

第七十二条の五　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二　次に掲げる事項を記載した書類

（削る）

イ　試験等に関する業務以外の業務を行っている場合は、全体の組織に関する事項

（登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第六十五条　第四十六条の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準について準用する。この場合において、第四十六条第一項第一号中「第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十条」とあるのは「第三十条」と、同号ニ⑵中「並びに第三十八条」とあるのは「、第三十八条の規定並びに法第三十条第五項において準用する法第十条第六項及び第七項」と、同号ニ⑶中「第三十九条」とあるのは「第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項」と、「命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」とあるのは「請求を拒んで」と、同項第三号ロ及びホ⑵中「又は第三十八条」とあるのは「、第三十八条又は法第三十条第五項において準用する法第十条第六項若しくは第七項の規定」と、同号ホ⑹中「、法第三十九条第一項又は第二項の規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」とあるのは「法第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項又は第二項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

（格付の表示の除去等を行う農林物資）

第七十二条　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）	（略）
生産情報公表加工食品	一　生産情報の公表が取りやめられること。 二　公表されている生産情報が当該生産情報公表加工食品に係る生産情報であることが明らかでなくなること。 三　公表されている生産情報が事実に反していること。 四　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
（略）	（略）

（登録試験業者の登録）

第七十二条の五　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　次に掲げる事項を記載した書類

イ　試験等に関する業務の概要及び当該業務の実績

ロ　試験等に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項